

第 2 章 乗車券類の発売

第 1 節 通 則

〔乗車券類の種類〕

第15条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券
- 片道乗車券
(以下「片道券」という。)
 - 往復乗車券
(以下「往復券」という。)
 - 特別補充乗車券
(以下「特別補充券」という。)

上記を総称して、以下「普通券」という。

- (2) 定期乗車券
- 通勤定期乗車券
(以下「通勤定期券」という。)
 - 通学定期乗車券
(以下「通学定期券」という。)

上記を総称して、以下「定期券」という。

(3) 回数乗車券 (以下「回数券」という。)

(4) 団体乗車券 (以下「団体券」という。)

(5) 貸切乗車券 (以下「貸切券」という。)

- (6) 列車指定券
- プレミアムカー券
 - ライナー券

〔乗車券類の発売箇所〕

第16条 乗車券類は、駅又は当社が発売を委託したものが営む営業所において発売する。

- 2 駅員無配置駅から乗車した旅客、係員の承諾を得て無札で乗車した旅客に対しては、前項の規定にかかわらず、列車内において発売することができる。

〔乗車券類の発売範囲〕

第17条 乗車券類は、発売駅（当社が発売を委託したものが営む営業所にあっては、その所属する駅）から有効なものに限って発売する。ただし、特別補充券・定期券・団体券・貸切券又は列車指定券を発売する場合を除く。

〔乗車券類の発売日〕

第18条 乗車券類は、次の各号に定めるものを除いて、発売当日から通用開始となるものを発売する。

- （1）定期券は、通用開始日の14日前から発売する。
- （2）団体券又は貸切券は、運送引受後であって旅客の始発駅出発日の14日前から発売する。
- （3）列車指定券は、旅客の始発駅出発日の14日前から発売する。

〔割引乗車券等の不正使用の場合の取扱〕

第19条 第24条の規定による割引普通券、第25条の規定による旅客運賃割引証、第27条の規定による通学定期券若しくは通学証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

〔発行者に対する制裁〕

第20条 旅客運賃割引証、通学証明書を、発行者が使用資格者以外の者に対して発行し、又は記名人以外の者に使用させたときは、第115条及び第

116条の規定により収受する旅客運賃及び増運賃をその発行者から収受することができる。

〔旅客運賃割引証及び通学証明書発行の監査〕

第21条 当社は必要に応じて旅客運賃割引証及び通学証明書の出納又は発行の適否、所定の者以外に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無等について、監査することができる。

〔割引証及び証明書が無効となる場合及びこれを使用できない場合〕

第22条 旅客運賃割引証・通学証明書は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証及び通学証明書は、次の各号の1に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

〔無効となる割引証で購入した乗車券の効力…規78 記入事項を訂正した場合の証印…規12〕

第 2 節 普通券の発売

〔普通券の発売〕

第23条 普通券は次の各号によって発売する。

(1) 片 道 券

旅客が普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その乗車が折返しとなる場合を除く。

(2) 往 復 券

旅客が片道券を発売できる区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間、又は旅客運賃が異なるものを除く。

〔旅客運賃の計算…規36 旅客運賃の計算に使用するキロ程又は区間…規37 普通旅客運賃…規43～47 普通券の様式…規87～88 乗車変更…規103 旅行開始前の払いもどし…規123〕

〔被救護者割引普通券の発売〕

第24条 当社の指定する救護施設に保護され又は救護されるもの（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第25条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、片道又は往復の割引普通券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは不具のため又は逃亡のおそれがあるた

め、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人に限って前項の規定を準用する。

- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通券を発売する場合は被救護者が往路用の片道券を購入するときであっても、付添人に対して往復券を発売することがある。

〔割引率…規47 乗車券の効力…規81〕

〔被救護者割引証〕

第25条 被救護者は、前条の規定によって割引普通券を購入する場合はその保護を受ける施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年令・有効期限・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年令・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

- 2 前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は次のとおりである。

表

裏

12.8cm

被救護者旅客運賃割引証			
第 _____ 号		指定番号 _____	
乗車区間	駅から _____ 経由 駅まで _____		
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人	片道 往復
旅行証明書番号	_____		
被救護者の氏名 及び年齢	() 才		
付添人の氏名 及び年齢	() 才		
割引率	5割		
有効期限	_____ 年 _____ 月 _____ 日まで		
_____ 年 _____ 月 _____ 日発行			
施設の所在地 _____			代表者 職 印
施設名 _____			
代表者氏名 _____			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	教 師
			31 33

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

9.1cm

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) この割引証の記入事項(太く内を除く)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。
- (4) この割引証に記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。
- (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から1箇月間とする。

第 3 節 定期券の発売

〔通勤定期券の発売〕

第26条 常時同一の駅間を乗車する旅客が定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、通勤定期券を発売する。

2 定期券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

001 定期券・ICOCA定期券購入申込書(兼こどもICOCA購入申込書)											
氏名	姓							男	☐	女	☐
	名										
苗字											
生年月日	※西暦・和暦の早見表は裏面に記載しております。 西暦でご記入願います。 年 月 日										
住所											
電話番号											
支払方法	現金・クレジットカード ☐ ※電話番号も必ず記入してください。 クレジットカードでお支払いの場合、暗証番号が必要です。 (クレジットカードで支払い定期券券面は発行できません。)										
新規	継続	通勤	通学	小児	障/障	小/障					
適用期間 (一つを選択)	1か月	3か月	6か月	通常							
適用開始日(西暦)	20	年	月	日	から	再発行					
乗車区間	駅から 駅まで										
経由:											
〔通学定期券を購入される場合は◆の欄をご記入願います。〕											
◆学校名	(年生)										
◆学校区分	大学 (甲)	大学 (乙)	高等学校 (乙)	小学校 (丙)	幼稚園 (丙)	その他					
JR区分 (一 般 / 高等課程・普通職業訓練 / 義務課程) 炭鉱・復興											
ICOCA定期券を希望 (ただし発売可能な区間に限ります) ☐ する ☐ しな ☐ い ☐											
※すでにICOCA又はICOCA定期券をお持ちの場合は、この申込書とともに提出ください。 ※初めてICOCA定期券をご購入の際は、スマートフォンで発行後約300円が必要です。											
〔ICOCA定期券を希望される場合は★の欄をご記入願います。〕											
★カード検索番号	ICOCA定期券・こどもICOCAの持ち主発行手続きの際、カード検索に使用します。(4桁の数字をお選びください。)										
★ICOCA定期券適用期間外のカード内残額の利用について	可 ☐ 否 ☐										
(「否」にすると期間切れに気づかず残額を使用することがないように機能を停止することができます。)											
・本枠内の項目は機械による読み取りを行いますので、鉛筆で枠内に記入してください。 ・ご記入いただいた個人情報(住所、電話番号)は、定期券の発売等に使用しますが、定期券の紛失時など、当社からお客様へご連絡する必要がある場合に使用いたします。また、通勤定期券の場合は、当該支店からの照会に応じ、申込内容をお知らせすることがあります。 ・ICOCA定期券・こどもICOCAの場合、給付時の本人確認等のために、西日本旅客鉄道(株)およびICOCA発売支店に個人情報を提供しております。 裏面もお読みください											

201910現在版電

〔通勤定期旅客運賃…規48 通勤定期券の様式…規89
定期券の発売駅…細89の5〕

〔通学定期券の発売〕

第27条 次の各号の1に該当する学校（以下「指定学校」という。）の学生・生徒・児童又は幼児が通学のため、常時、同一の駅間を乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者が当社所定の証明書用紙に、必要事項を記入して発行した通学証明書を提出し、又は第80条第1項第2号に規定する通学定期券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅との相互間について通学定期券を発売する。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による小学校・義務教育学校・中学校・中等教育学校・高等学校・高等専門学校・大学・特別支援学校及び幼稚園。ただし、通信教育の学校については、当社の指定した期間中に限る。
- （2）前号以外の国公立の学校（修業期間が1箇年以上であって、かつ、1箇年の授業時間700時間以上のもの）であって、当社の指定したもの。
- （3）学校教育法第124条及び同法第134条の規定によって設立した私立学校（修業期間が連続して12箇月以上で、かつ、1箇年の授業時間700時間以上のもの）であって、当社の指定したもの。
- （4）外国の大学、大学院又は短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第4号、第155条第2項第6号又は第156条第3号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として文部科学大臣が指定したものであって、当社の指定したもの。

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

様式①

契印		
No. _____ 通 学 証 明 書		
学 校 種 別 又は指定番号		区 分
通学者の氏名・年齢及び性別		
(男) 男 (女) 女		
通学者の居住地		
電話 ()		
部 科 及 び 学 年		
部 科 学年(年次)		
証 明 書 番 号		
通 学 区 間		
駅 駅間 経由		
通学定期乗車券の有効期間		
箇月		
※通学定期乗車券の使用開始日 (西暦) 年 月 日から		
通 学 証 明 書 の 有 効 期 限 (西暦) 年 月 日まで		
証 明	(西暦) 年 月 日発行 学 校 所 在 地 _____ 学 校 名 _____ 学校代表者氏名 _____	
代表者 職 印		
1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1箇月間）です。 2 この証明書のうち※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。 3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。		
下欄には、記入しないでください。		
(西暦) 年 月 日 まで		
(発 行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日) (西暦)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)
証明書に記入された個人情報、申込内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。		

(裏無地)

様式②

No. _____	契印		
通 学 証 明 書			
学 校 種 別 又は指定番号		区 分	
通学者の 氏名・年齢	歳		
通学者の居住地	住所 電話		
部科及び学年			
証 明 書 番 号			
通 学 区 間	～ 経由		
通学定期乗車券の有効期間	箇月		
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日 から		
卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日 まで		
証 明	_____ 年 _____ 月 _____ 日発行 代表者 職 印 学校所在地 _____ 学 校 名 _____ 学校代表者氏名 _____		
1. この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2. この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。 3. この証明書のうち、※印の欄は通学者が記入してください。 4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印の記入事項については通学者の認印、 その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。			
下欄には、記入しないでください。			
年 月 日まで			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	
証明書に記入された個人情報、申込内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。			

(裏無地)

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

〔通学定期旅客運賃…規48 通学定期券の様式…規89

定期券の発売駅…細89の5〕

第 4 節 回数券の発売

〔回数券の発売〕

第28条 同一区間をしばしば乗車する旅客に対して、11券片の回数券を発売する。

2 前項の規定によって回数券を発売する場合、1 券片の区間は片道普通券を発売できるものに限る。

3 前各項の規定により発売する回数券は身体障害者・知的障害者・精神障害者割引回数券及び通学割引回数券の発売に限る。

〔通学割引回数券の発売〕

第28条の2 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生・生徒が、面接授業又は試験のため、区間及び経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する学校の代表者において必要事項を記入して発行した通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅との相互間について通学割引回数券を発売する。

(1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生。ただし、別に定める学生に限る。

(2) 通信教育を行う高等学校の生徒。

2 前項の規定によって通学割引回数券を発売する場合、割引の回数券により発売する。

3 通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、別に定める。

- 4 通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

第 5 節 団体券の発売

〔団体券の発売〕

第29条 発着及び目的を同じくして25人以上一団体となって旅行する場合で、あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車その他輸送計画に必要な事項を申し出て、当社の承認を受けた団体の旅客で、次の各号の1に該当するものに対しては、旅客運賃を割引した団体券を発売する。

(1) 学校団体

- ① 次の1に該当する学校等の学生等とその付添人及び当該学校の教職員（嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。）によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で、市町村教育委員会が証明したものは、その人員が25人未満のときであっても、この取扱いをする。

イ. 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児

ロ. 児童福祉法第39条に規定する保育所の児童及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童

- ② 前号の付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の各号の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

イ. 幼稚園の幼児・保育所の児童又は小学校3学年以下の児童であるとき。

ロ. 不具又は虚弱のため、当社において付添の必要を認めるとき。

(2) 普通団体

前各号以外の旅客によって構成された団体で、責任ある代表者が引率するもの。

- 2 前項に規定するものの外、当社において特に必要と認め、旅行目的、

割引を受ける者の資格等特別の運送条件を定めた団体（以下「特殊団体」という。）の旅客に対して、旅客運賃の割引をした団体券を発売することがある。

〔団体旅客運賃…規51 団体券の様式…規91 団体券の発行駅…細91の3〕

〔団体取扱条件の指定〕

第30条 団体旅客の乗車方法その他の取扱条件は、その都度定める。

〔責任人員〕

第31条 臨時列車の設定又は客車の増結等特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その団体の申込人員の9割に相当する人員（1人未満のは数は、切り捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として運送の引受を行うことがある。

2 団体旅客の運送引受後、団体申込人員の変更を行う場合は、同時に責任人員の変更を行う。

〔実際乗車人員が責任人員に満たない場合に収受する旅客運賃…規55〕

〔団体旅客に対する保証金〕

第32条 団体旅客の申込者は、次の各号の1に該当する場合は、その申込人員に対する団体旅客運賃の1割に相当する額（100円未満のは数は100円に切り上げる。）を保証金として、当社に納付するものとする。

（1）団体旅客に対して責任人員をつけた場合。

（2）前号の外、当社が特に必要と認めた場合。

2 前項の規定による保証金は、当社において指定した日までに団体券を購入する駅に納付するものとし、申込者が、その期日までに保証金を納付しなかったときは、その申込が取り消されたものとみなす。

3 保証金の納付後において、当社の責に帰さない事由によって申込者が、その申込を取り消したときは、これを返還しない。

- 4 団体申込人員の変更を行ったときは、保証金の納付前の場合にあつては、変更後の人員・行程に対する保証金を納付させ、又、保証金の納付後にあつては納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し、過剰額は返還しない。
- 5 保証金の納付後において、当社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、且つ、納付すべき団体旅客運賃が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。
- 6 保証金は、団体券発売の際、団体旅客運賃の一部に充当し、過剰額があつてもその過剰額は返還しない。
- 7 保証金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行う。
 - (1) 当社の都合によって解約した場合。
 - (2) 天災事変等の原因によって、団体の旅行ができなくなった場合。
- 8 保証金に対しては利子を附さない。

第 6 節 貸切券の発売

〔貸切券の発売〕

第33条 旅客があらかじめその人員・行程その他輸送計画に必要な事項を申し出て列車の全部又は一部を貸切の場合で、当社が契約した場合は貸切券を発売する。

〔貸切旅客運賃…規56 貸切旅客運賃の最低額…規57〕

〔貸切旅客に対する保証金〕

第34条 第32条の規定は貸切旅客の場合に準用する。

第 7 節 列車指定券の発売

〔列車指定券の発売〕

第35条 列車指定券は、プレミアムカー券、ライナー券を必要とする列車に乗車する旅客に対して、乗車日・乗車列車・座席・乗車区間を指定して発売する。

- (1) 列車指定券を購入せずに乗車した旅客に対しては、列車内において乗車区間を指定した列車指定券を車内用端末機等で発売する。この場合、座席の指定を省略することができる。
- (2) 輸送上の都合によって、座席の指定を省略することができる。

